

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年6月14日

世田谷区

1 契約内容

(1) 件名

世田谷区みうら太陽光発電所における再生可能エネルギー電気の特定卸供給及び区内への電力供給（単価契約）（長期継続契約）

(2) 目的

世田谷区みうら太陽光発電所（以下「本発電所」という）で発電された電気を特定卸供給契約に基づき小売電気事業者に供給し、世田谷区内に供給することにより、再生可能エネルギーの地産地消を進め、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出を目指す。

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和6年11月30日まで

※売電期間は、令和3年11月電力計量開始日から令和6年11月電力計量開始日前日まで

※恒常的・継続的な区内への電力供給の観点から他の事業者への転換が困難な場合には、履行状況が良好であることを条件に、上記の期間以後も本件契約相手方と随意契約をすることがある。

(4) 履行内容

【別紙1】「契約書（案）」、【別紙2】「参考仕様書」、および本プロポーザルにおける提案書を基本として、本発電所で発電された電気の特定卸供給を受け、付加金等を支払うこと。また、供給電力量の一部もしくは全部を区内の電力需要家へ供給すること。

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。なお、共同企業体を結成し参加する場合は、(4)を満たす者を代表構成員とし、すべての構成員が(1)から(3)を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 法人事業税および法人住民税の滞納がないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止措置又は入札参加除外措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号、その後の改正を含む。）に定める小売電気事業者として登録されていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
- (2) 参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を郵送にて通知する。通知日：令和3年7月2日（金）

4 提案書を特定する審査基準

以下の項目に従い、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答を総合的に評価した結果、最も高い評価を得た事業者を本件契約締結の相手方となるべき候補者に選定する。

(1) 区内への電力供給等の提案

- ・提案の主旨
- ・電力供給先、供給量、供給開始時期、提案理由の具体性、実現性、妥当性
- ・訴求方法（媒体・手段等）、訴求効果（対象・エリア等）の具体性、実現性
- ・供給開始までの調整、準備内容、スケジュールの具体性、実現性
- ・人員体制と役割
- ・付加金単価（円/kWh）の有利性

(2) これまでの実績・取組み

- ・区内への電力供給実績
- ・再生可能エネルギーの利用拡大への取組み
- ・せたがや版 RE100 への賛同の有無

5 審査方法

- (1) 事業者を選定するため、選定委員会設置要綱により選定委員会を設置する。
- (2) 審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（提案説明会）の二段階で実施する。

6 説明書等の交付期間・場所

- (1) 交付期間：令和3年6月14日（月）～6月28日（月）午後5時
- (2) 交付場所：10 担当所管課または世田谷区ホームページからダウンロード
URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/003/001/d00192016.html>

7 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限：6月28日（月）午後5時【必着】
- (2) 提出先：10 担当所管課
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）

8 提案書の提出期間、提出先及び方法

- (1) 提出期間：8月2日（月）午前9時～8月10日（火）午後5時【必着】
- (2) 提出先：10 担当所管課
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）
※提案書のPDFデータは電子メールにより提出。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約等について
 - ・契約保証金：免除
 - ・契約書作成の要否：要
 - ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
 - ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契

約により締結する予定の有無：無

(3) 提出物の作成に関わる費用について

・本プロポーザルへの参加、提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

・参加表明書及び提案書の提出後の差し替え、記載内容の変更は認めない。

(5) 提案者の失格について

・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。選定以外の目的に使用しない。

・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

10 担当所管課

世田谷区環境政策部エネルギー施策推進課

(世田谷区役所二子玉川分庁舎 B棟3階)

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

電話 03(6432)7135 FAX 03(6432)7981

窓口：午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）